

令和4年 高崎市移住促進資金利子補給金制度

高崎市では、倉渕・榛名・吉井地域の人口減少対策の一環として、同地域に移住・定住するための住居取得に際して受けた融資の利子5年分を全額補給する「移住促進資金利子補給金」制度を実施しています。制度を活用して、豊かな自然環境に恵まれた地域で自分らしい生活を送ってみませんか。

■ご利用いただける方（対象者）

倉渕、吉井、榛名地域への移住にあたり自ら居住するための住居（当該住居の敷地を含む）を取得するために金融機関から融資を受けて実際に居住し、次のすべての要件に該当する方。

【対象者要件】※全ての要件を満たした方

- ・ 倉渕、吉井、榛名地域に移住する方
- ・ 令和4年中に建物の引渡しを受ける方
- ・ 自ら居住するための住居を取得する方
- ・ 住居取得にあたり金融機関等から住宅ローン融資を受けた方
- ・ 本人及びその世帯員が市税を滞納していないこと（認定時及び交付時）
- ・ 本人及びその世帯員が高崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと

○ 対象となる融資の例

- ・ 土地を取得し、新たに住居を建築
 - ・ 土地を借りて、新たに住居を建築
 - ・ 建売住宅の取得
 - ・ 中古住宅の取得
 - ・ 土地を先に取得し、その後住居を建築
 - ・ 住宅購入と併せて実施するリフォーム
 - ・ その他該当するケースがあります。
- ご相談ください。

× 対象とならない融資の例

- ・ 同一敷地内での建替え
- ・ 現在住んでいる住居のリフォーム
- ・ 土地のみの購入
- ・ その他条件に合致しない場合

■利子補給期間・金額

取得した住居の引渡しを受けた日以降の最初の利子の支払いから5年間の対象融資に係る利子全額。

■申請方法

居住開始後1ヶ月以内に、企画調整課（本庁7階）及び各支所地域振興課にある申請書に必要事項を記入し、金融機関が発行した融資書類と返済計画表の写し、住宅の位置図を添えて窓口に提出してください。（申請書は市ホームページからもダウンロードできます。）

■その他

予算の範囲内での交付となります。状況によっては、申請をお待ちいただく場合もございます。あらかじめご了承ください

申請手続きの流れ

※郵送での受付は行っておりません。受付は土、日、祝日を除く。

■申請できる方（※令和4年中に建物の引渡しを受けていること）

申請時点で住居を取得し、居住を開始している人。

（居住開始後1ヶ月以内に申請）

①認定申請（受付窓口は、本庁7階企画調整課、または各支所地域振興課）

受付期間：令和4年1月4日（火）～令和4年12月28日（水）

※受付期間終了間際に住居の引渡しを受けた方はご相談ください

○「利子補給金交付認定申請書」に記入し、必要書類を添えて提出してください。

《必要書類》

- ・金融機関が発行する融資実行が確認できる書類（住宅ローン契約書の写しなど）
- ・金融機関が発行する返済予定表の写し
- ・融資を受ける住宅の位置が確認できる図面

◆事業認定書送付（本庁企画調整課から発送します）

申請書の審査が完了した後、「利子補給金認定書」を送付します。

※認定となった契約内容に変更が生じる場合は、ご連絡ください。

②交付請求（受付窓口は、本庁7階企画調整課、または各支所地域振興課）

受付期間：令和5年1月4日（水）～令和5年1月31日（火）まで

○「利子補給金交付申請書」、「補給金請求書」に記入し、必要書類を添えて提出してください。

※令和4年1月～12月中に支払った対象利子分（最大1年）を上記期間内に請求。

※交付請求に必要な書類等については、年末に郵送でご案内いたします。

◆交付金決定通知書送付（本庁企画調整課から発送します）

申請書の審査が完了した後、「交付金決定通知書」を送付します

◆利子補給金振込み（企画調整課名義での振り込みになります）

交付決定からおおよそ1ヵ月以内に補給金を指定された口座に振り込みます。

【お問い合わせ先、受付窓口】〒370-8501 高崎市高松町35番地1 企画調整課（7F）

電話：027-321-1202 FAX：027-330-1960

mail：kikaku@city.takasaki.gunma.jp

【受付窓口のみ】 各支所地域振興課

【受付時間】 平日 午前8時30分～午後5時15分